



平成 21 年 5 月 8 日

各 位

会社名 高千穂電気株式会社
代表者名 代表取締役会長 櫻井 恵
(コード番号 2715 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長執行役員 磯上 篤生
(TEL 03-3454-3526)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 63 回定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 第 1 号議案が、原案どおり承認可決され、かつ、本件合併の効力が発生することを条件として、本件合併の効力発生日（平成 21 年 10 月 1 日を予定）をもって商号を「エレマテック株式会社（英文表記：Elematec Corporation）」に変更し、併せて発行可能株式総数を 8,400 万株へ変更しようとするものであります（第 1 条および第 6 条の変更）。また、本変更は本件合併の効力発生日に効力を発生するよう定款の附則にその旨の規定を設けるものであります。
- (2) 今後の事業展開に備えて目的事項の追加を行うものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は振替制度に一斉移行（株券電子化）されました。
これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。
- (4) 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役役に役付取締役として、新たに取締役副会長を追加するものであります。
- (5) 取締役および監査役が期待される役割を十分に果たし、より積極的な経営判断を行えるようにするため、取締役および監査役の責任を免除することを可能とする旨の規定を新設するものであります。なお、取締役の責任免除規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (6) その他、上記変更に伴う条数、号数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 19 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 19 日

以上

別紙

< 現行定款・変更案対照表 >

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>高千穂電気株式会社</u>と称し、英文では<u>TA KACHIHO ELECTRIC CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ↳ (条文省略) 16. (新設) 17. 前各号に関連または付帯する一切の事業</p> <p>第3条 ↳ (条文省略)</p> <p>第5条</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5,900</u>万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条 ↳ (条文省略)</p> <p>第13条</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>エレマテック株式会社</u>と称し、英文では <u>Elematec Corporation</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ↳ (現行どおり) 16. 17. <u>特定労働者派遣事業</u> 18. 前各号に関連または付帯する一切の事業</p> <p>第3条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第5条</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,400</u>万株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第9条 当社の株主の権利行使の手続き<u>その他株式に関する取扱い</u>は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第12条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第15条 ↳ (条文省略)</p> <p>第21条</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 ↳ (条文省略)</p> <p>第28条</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第29条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第30条 ↳ (条文省略)</p> <p>第38条</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第40条 ↳ (条文省略)</p> <p>第43条</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第14条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第20条</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第27条</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任につき、取締役会の決議をもって、法令の定める限度まで、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第29条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第37条</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任につき、取締役会の決議をもって、法令の定める限度まで、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第39条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第42条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 第1条(商号)および第6条(発行可能株式総数)の変更は、当社と大西電気株式会社との合併の効力発生を条件として当該合併の効力発生日(平成21年10月1日を予定)に効力を発生する。なお、本条は当該効力発生日経過後、これを削除し、附則第2条、附則第3条をそれぞれ附則第1条、附則第2条とする。</u></p> <p><u>第2条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第3条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除する。</u></p>